

事例① 大阪府獣医師会の取組み

犬ブルセラ病集団感染事件(2006-2007年)

- 場所:大阪府内
- 種類:犬
- 頭数:257頭
- 飼い主:繁殖業者
- 経緯:繁殖業者の経営危機、118頭が犬ブルセラ病に感染していることが判明
- 対応
 - ✓ 大阪府から大阪府獣医師会と大阪市獣医師会に協力要請後、「大阪府ブルセラ感染犬等救援本部」を設置(2007年)、大阪府「ブルセラ病陰性犬救護ドクター制度」の設置
 - ✓ 行政、近隣の獣医師会会員獣医師、ボランティアによる飼養管理、健康管理、治療の実施
 - ✓ 犬ブルセラ病陽性犬の隔離・安楽死処理、陰性犬の治療、感染防止のための全犬への抗菌薬投与
 - ✓ 陰性犬の譲渡活動(仮飼養施設設置、健康管理、疾患治療、ワクチン接種等)
- 課題:行政との軋轢、激しい抗議活動による組織的活動の制限、活動した獣医師も抗議活動の対象になる、犬の所有権の問題

犬虐待事件(2012-2013年)

- 場所:大阪府内
- 種類:犬
- 頭数:161頭
- 飼い主:元動物取扱業者
- 経緯:大阪府の再三の指導や行政処分に従わず、周辺住民から臭気や騒音の苦情が相次ぎ、大阪府と当該市が警察に告発、警察が飼養者を逮捕、犬を押収
- 対応:
 - ✓ 押収した犬を管理することとなった大阪府から大阪府獣医師会に協力要請、犬ブルセラ病集団感染事件を契機に設置された「災害時における動物救護等対策員会(現:動物救護等対策委員会)が状況把握・調査、協力内容の検討等の初動対応実施
 - ✓ 犬は府内の施設や近隣の件に一時的に収容、死亡した犬の検案の実施。施設での犬の健康状態の把握(ブルセラ病は全頭陰性だったものの、健康状態悪い)
 - ✓ 大阪府獣医師会の会員開業獣医師のボランティアを募集、145頭の保護犬の一時預かり、健康診断、治療、ワクチン接種、避妊去勢手術の実施を行う
 - ✓ ボランティア獣医師と大阪府の公募譲渡により全頭譲渡(譲渡活動7か月)

課題・教訓

- 家畜伝染病予防法においては、ブルセラ病の指定種に犬が含まれておらず、犬での発生時に法的な定めがない。人畜共通感染症の発生自体の対応に苦慮(陰性・陽性の判定も難しい)。
- 災害や感染症に備える委員会が初動を担ったことで、事態の把握、必要は救護内容の判断が円滑に実施でき、多くの会員獣医師が活動に参加できた。
- 災害獣医学の視点からの重要ポイントは、①発生した事態の評価と分析、②指示系統の確立、③情報の共有と発信、④感染症対策と動物の群管理、の4点。
- これらの事件を契機に、大阪VMATの立ち上げ、大阪府の災害時の動物救護活動に係るガイドラインの策定への参画、大阪府・市町村との災害時の動物救護に係る協定を締結するなどの多数の活動に繋がった。